

GIKENメンテナンスシステム (GMS)

杭の先端に注力し圧入施工に 専念できる環境づくりをサポート

GMS は、お客様が杭の先端に注力し圧入施工に専念できる環境づくりをハード・ソフトの両面からサポートする機械保全システムです。当社認定の技術者による 計画的かつ的確な点検・整備によって、現場での突発的な機械トラブルを予防し、機械整備に関する費用負担を軽減します。

また、安全性の高い機械コンディションを維持することで、元請、施主からの信頼獲得にもつながります。



GMS VII

7年間の安心サポート

GMS III

3年ごとの継続サポート

メンテナンススケジュール

契約種別・期間	GMS VII							GMS III			
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	
初回・12か月点検	初	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
巡回サポート	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
基本メンテナンス		基本 1400～1800時間		基本 3000～3400時間		基本 4600～5000時間		基本 1400～1800時間			
メインコンポーネント保証	標準保証	メインコンポーネント保証									
継続更新時期						更新契約 →		更新契約 →	...		

以後、3年ごとに更新



初回点検

納入後、適切な時期に実施。初期トラブルを予防します。



12ヶ月点検

12ヶ月毎に定期自主検査を行い、安全に使用して頂くためのアドバイスをを行います。



巡回サポート

6ヶ月毎に機械状況を確認し、機能維持の指導や、基本メンテナンスの実施時期の調整を行います。



基本メンテナンス

機械機能の維持・回復に必要な調整・整備を行います。



メインコンポーネント保証

標準保証終了後も、特定のメインコンポーネントの修理費用を補償します。



継続更新時期

契約期間が終了し、継続更新する時期を示します。
(※継続更新の通知は、事前に書面にてお知らせいたします。)

従来の GIKEN メンテナンスシステムとの違い

項目	従来	GMSⅦ	GMSⅢ(更新)
契約期間	5年	7年	3年
基本メンテナンスの引継※	-	◎	-
メインコンポーネント保証	-	◎	-
巡回サポート	○	○	○
12ヶ月点検	-	◎	◎
基本メンテナンス	○	○	○
ITシステムの通信料	利用者負担	当社負担	当社負担

※基本メンテナンスの引継について

機械稼働率が低く、7年間の契約期間内に、基本メンテナンスを全て実施できなかった場合は、GMSⅢに契約を更新して頂くことで、基本メンテナンスを7年目以降に実施することができます。

メインコンポーネント保証



標準保証期間終了後に、故障が発生すると大きな費用負担となるメインコンポーネント部品。このメインコンポーネント部品にトラブルが発生したときに、お客様の費用負担をGMSが補償し、突発的な高額出費を軽減します。また、不具合箇所を代替品と交換することで修理期間の短縮を図り、稼働停止期間を最小限に抑えます。

◆保証条件

GMSⅦ加入機械で、契約に基づきメンテナンスを行った機械。

◆保証期間

GMSⅦ契約期間中の7年間。

◆保証内容

保証対象となる費用は、修理技術料 + 部品代です。稼働時間に応じて補償費用は変動します。

安心のロング保証

標準保証	メインコンポーネント保証						
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
	GMSⅦ						

対象コンポーネント	保証の判断基準	3,000 時間まで	5,000 時間まで	6,000 時間まで	7,000 時間まで
主構成部品	亀裂や割れなど、主構成部品としての機能に影響がある場合	(修理技術料 + 部品代) × 100%	(修理技術料 + 部品代) × 25%	(修理技術料 + 部品代) × 25%	(修理技術料 + 部品代) × 15%
エンジン	エンジン出力低下などエンジンの基本性能に影響がある場合				(修理技術料 + 部品代) × 25%
油圧ポンプ	吐出圧力の低下など油圧ポンプの基本性能に影響がある場合				

◆免責事項

下記の場合、メインコンポーネント保証の対象外となります。詳しくは、契約書をご確認下さい。

- ・性能上に影響のない音、振動、油脂類のにじみ
- ・不適当な取り扱い、あるいは故意・過失により発生したもの
- ・取扱説明書に示す取り扱い方法と異なる使用で発生したもの
- ・不注意、事故、または天災、水害、火災などによるもの
- ・機械の仕様を故意に変更し、または改造を加えてそれが原因となって発生したもの
- ・「初回点検」、「巡回サポート」、「12ヶ月点検」、「基本メンテナンス」の実施に協力を得られなかった場合
- ・代替品交換に伴う、該当品の返却がない場合
- ・不具合の結果生じた二次的費用で稼働停止に伴う損害、業務上の経費（運送費用など）
- ・当社製品に対して、当社が指定する以外の部品または指定の銘柄以外の油脂などを使用した場合

巡回サポート



巡回サポート実施内容

機械の安全を確保し安心してご使用いただけるよう6ヶ月毎に次の検査を実施します。

検査項目	検査内容	
各安全装置の作動確認	各安全装置の作動状況を確認し、安全性を検査します。	<p>専用診断ソフトで確認</p>
圧力保持安全検査	クランプ圧力、チャック圧力など、重要な油圧回路の圧力保持状態を確認し安全性を検査します。	
主構成部品安全確認	主構成部品に外傷、割れなど安全性に問題となる不具合が発生していないか確認します。	
各爪摩耗確認	杭を把持する爪の摩耗は、事故の原因となります。摩耗状態を確認し安全性を検査します。	<p>新品 摩耗状態</p>
各連結油圧ホースの目視検査	目視にて連結油圧ホースの状態を確認します。安全性に問題がある場合は交換を促します。	
各吊りワイヤーの検査	クレーン等安全規則第215条に基づき安全性を検査します。安全性に問題がある場合は交換を促します。	
各摺動部摩耗進行状況確認	各摺動部の隙間寸法を確認し、基本メンテナンスを行う時期を確定します。隙間寸法の増大は施工精度低下の原因になります。	
各スクレーパ確認	スクレーパが機能しないと、ライナープレートの摩耗が促進され、機械寿命が著しく短くなります。摩耗している場合は、交換を促します。	<p>不良 良</p>
油脂・フィルタ交換状況確認	お客様自身で行う油脂・フィルタ類の交換状況を確認します。必要な場合は交換を促します。	
オイル分析 (作動油、エンジンオイル)	作動油、エンジンオイルを採取し、検査します。定期的検査することで、外から見えない故障のきざしをとらえます。作動油の分析結果から必要な場合は、交換を促します。	
各作動確認	試運転を行い作動状態に不具合が発生していないか確認します。	
操作状況確認	「杭をつかんで、地球の中心に向けて押し込む」このシンプルな操作であるが為に、その原理である「圧入施工理論」を理解した正しい操作を行うことが重要です。間違った機械操作による機械への高負荷は、故障発生の大きな要因のひとつです。機械に高負荷をかけない「圧入施工理論」を遵守した正しい機械操作方法を指導します。	

12ヶ月点検

安全にご使用いただくために、「12ヶ月点検記録表」に基づき検査を行います。整備・調整が必要な場合は点検記録表にて報告の上、整備・調整方法を提案します。検査で異常が認められない場合は、検査合格証を発行します。



基本メンテナンス



基本メンテナンス実施内容

基本メンテナンスでは、機械機能の維持・回復に必要な調整・整備を行います。

作業内容	整備項目	第1回	第2回	第3回	第4回以降
各部のクリアランス調整 ○ クリアランス測定を行い必要な場合は、ライナープレート・ブッシュ・スクレーパ等の交換とクリアランス調整を行います。 △ クリアランス測定を行い必要な場合は、スクレーパ交換、クリアランス調整を行います。	クランプ左右	-	○	-	○
	チャック上下	△	○	△	○
	チャック回転	△	○	△	○
	ケーシングチャック上下	△	○	△	○
	リーダーマスト前後	△	○	△	○
	リーダーマスト旋回	△	△	△	△
各爪の交換 ○ 摩耗状況を確認し、必要な場合は交換をします。	チャック開閉固定爪、可動爪	○	○	○	○
	ケーシングチャック固定爪	○	○	○	○
パッキン交換 ○ 油もれが発生している場合は交換します。	メインシリンダ	-	○	-	○
	連結油圧ホース接続口（本体）	○	○	○	○
吊りワイヤー交換 [交換] 指定交換部品に付き交換します。	本体吊りワイヤー	交換	交換	交換	交換
	パワーユニット吊りワイヤー	交換	交換	交換	交換
	パイルオーガ吊りワイヤー	交換	交換	交換	交換
パワーユニット整備 [交換] 指定交換部品に付き交換します。 △ 状態を確認し、必要な場合は調整または洗浄をします。	作動油フィルタ交換（リターン、ドレン、ラインフィルタ）	交換	交換	交換	交換
	作動油フィルタ洗浄（サクショ）	△	△	△	△
	冷却クーラントおよびフィルタ交換	交換	交換	交換	交換
	エンジンオイルおよびフィルタ交換	交換	交換	交換	交換
	燃料フィルタ交換	交換	交換	交換	交換
	エアークリーナエレメント交換	交換	交換	交換	交換
	エンジンバルブクリアランス調整	-	△	-	△
パイルオーガ整備 ○ 油もれが発生している場合は交換します。	連結油圧ホース接続口パッキン交換	○	○	○	○

◆免責事項

下記の場合、基本メンテナンスの対象外となります。詳しくは、契約書をご確認ください。

- ・ 不適当な取り扱い、あるいは故意・過失・改造により発生したもの
- ・ 取扱説明書に示す取り扱い方法と異なる使用で発生したもの
- ・ 基本メンテナンス対象外の部品・消耗品交換
- ・ 不注意、事故、または天災、水害、火災などによるもの

株式会社 技研製作所

工法革命 インプラント工法で世界の建設を変える

www.giken.com

プロダクトサポート部 〒781-5195 高知県高知市布師田3948番地1

TEL **088-846-2945**

E-mail ps@giken.com
FAX 088-818-1200

事業拠点 東京、高知、北海道、宮城、千葉、大阪、兵庫、福岡、オランダ、ドイツ、アメリカ、シンガポール、中国、オーストラリア

研究開発 テクニカルセンター、実証試験場（6ヶ所） 情報発信 IPC国際圧入センター（東京、北海道、宮城、大阪、福岡）